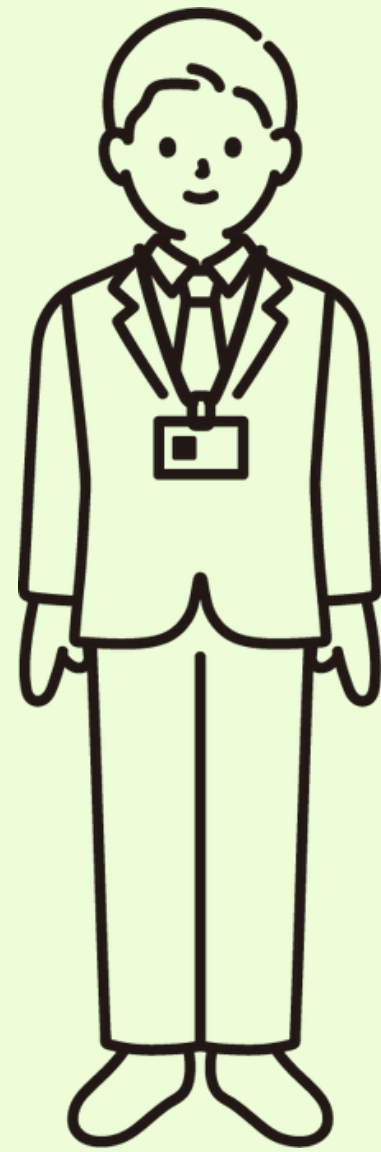


令和5年中被扶養者であり、令和6年中合計所得48万円超かつ定額減税対象外 (令和6年度住民税所得割 & 令和6年分所得割0円)

【調整給付】



◎夫（扶養者）

- 令和6年所得税額（推計）：50,000円…①
- 令和6年度住民税所得割：20,000円…②

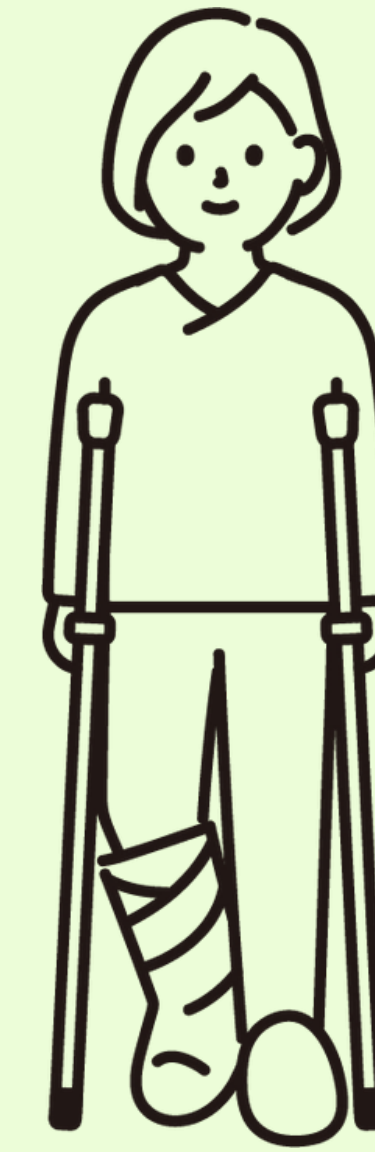
【定額減税可能額】

所得税：60,000円…① 住民税：20,000円…②

【調整給付算出額】

(①+②) - (①+②) = 10,000円…調整給付額

(R5年中)



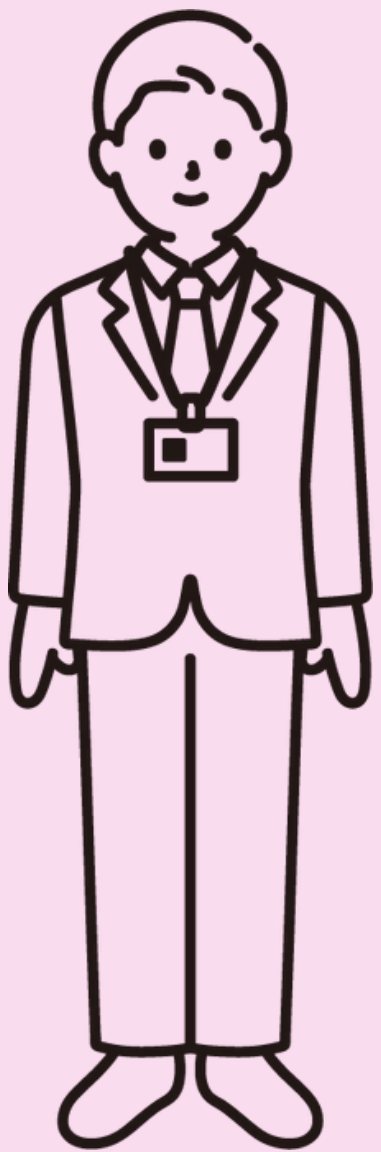
◎妻（被扶養者）

- 令和6年所得税額（推計）：0円
- 令和6年度住民税所得割：0円

【定額減税可能額】

所得税：0円、住民税：0円

【不足給付】



◎夫（扶養者なし）

- 令和6年所得税額（推計）：30,000円…①
- 令和6年度住民税所得割：20,000円…①

【定額減税可能額】

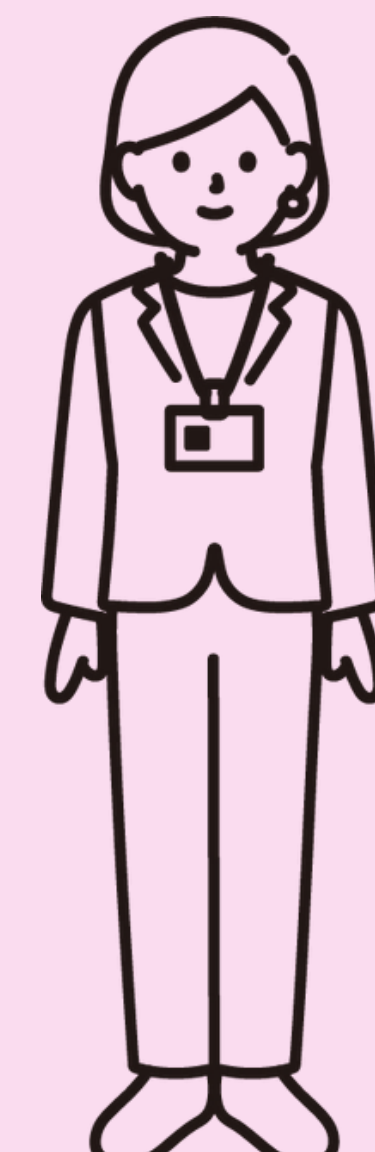
所得税：30,000円…① 住民税：20,000円…②

【調整給付算出額】

(①+②) - (①+②) = 0円…控除不足額

控除不足額－調整給付額＝0円…不足給付額

妻が令和6年分合計所得金額48万円超であるため、扶養にできず、所得税の定額減税可能額は30,000円に変更



(R6年中)

◎妻

(合計所得48万超のため扶養対象外)

- 令和6年所得税額（推計）：0円
- 令和6年度住民税所得割：0円

【定額減税可能額】

所得税：0円、住民税：0円

合計所得金額48万超のため、夫の扶養対象外となったが、妻自身は令和6年度住民税及び令和6年所得税額(実績)が0円であるため、定額減税を適用することができず、不足額給付Ⅰの対象とならない

調整給付時には、夫に対して妻の分を含めた定額減税可能額から算出された10,000円が給付された。しかし、不足額給付時には、夫の扶養から妻が外れたため、夫の定額減税可能額（所得税）が60,000円から30,000円に変更になった。そのため、妻の分である定額減税（所得税）30,000円については、調整給付における10,000円しか恩恵を受けてない。30,000円から調整給付時に支給済みの10,000円を差し引き、不足となった20,000円を妻に支給する。